

久喜市人事事務取扱規則の一部を改正する規則

久喜市人事事務取扱規則（平成２２年久喜市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「（平成２２年久喜市規則第５号）第９条第１項の規定により設置された課長、所長及び館長並びに前条に掲げる出納室の室長及び上下水道部の課長」を「（令和６年久喜市規則第１４号）第１０条第１項に規定する課長及びセンター長、久喜市会計管理者の補助組織設置規則第３条第１項に規定する室長並びに久喜市水道事業管理規程（平成２２年久喜市水道企業管理規程第１号）第５条第１項に規定する課長」に改め、同項第２号中「に掲げる部長等及び会計管理者並びに上下水道部にあっては久喜市水道事業管理規程（平成２２年久喜市水道企業管理規程第１号）に掲げる部長等」を「第１０条第１項に規定する室長及び部長、会計管理者並びに久喜市水道事業管理規程第５条第１項に規定する部長」に改め、同項第３号中「の規定により部の庶務を所掌する課の長、出納室にあっては出納室長及び」を「に規定する総務担当課の長をいい、出納室にあっては出納室長、」に改め、同条第２項中「久喜市職務に専念する義務の特例に関する条例」を「久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に改める。

別表採用の部（１）の項中「第９条」を「第１０条」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。